福島第一原発事故汚染水の海洋放出方針決定は撤回すべき

岩渕　友参議院議員に聞く

政府と東京電力は二〇一五年五月に、福島県漁連と「関係者の理解なしにはいかなる処分もおこなわない」と約束しています。海洋放出決定はこの約束を反故にするものです。このことをみても今回の海洋放出の決定は許されるものではありません。

梶山弘志経産大臣は、四月二〇日の閣議後の記者会見で、記者から「漁業者は決定後も反対の立場は変わっていない。今後、政府や東電とやりとりしても変わらないと言っている。かりに反対のまま放出するということになれば、約束を反故にすることになるのではないか」と問われ

約束を反故にした政府、東京電力

――政府は福島原発事故汚染水の海洋放出を決定しました。福島県などではどのように受け止められているのでしょうか。

四月一三日に菅政権が汚染水の海洋放出決定を強行しました。福島県内ではこの決定までに七割を超える議会で海洋放出に反対、もしくは慎重な対応を求める意見書や決議が上がりました。

て、「それは二年後の話」「理解を得られるように努力しつづけることが大事だ」と述べています。漁業者は、海洋放出決定そのものに反対しており、経産大臣の認識と大きく食い違っています。同時に、梶山大臣は、「理解を得られなければ放出はしない」とは言っていません。結局、二年後に「理解を得る努力はした」として、約束は守られずに海洋放出を強行する可能性は大きいと思わざるをえません。

大前提として、海洋放出決定に至る一連の流れをみると、「結論ありき」ですすめられてきたことは明らかです。反対の声や懸念の声を聞かずに約束を反故にする、専門家やいろいろな団体から、当面、陸上保管を継続するための提案があってもまともな検討もしない、国民的な議論もしないなど、こうしたやり方そのものを許してはなりません。

□内外で広がる不安、懸念、反対の声

海洋放出決定の動きにたいして、怒りのスタンディングや、この問題で声をあげている若者の団体「ＤＡＰＰＥ」（福島・平和と平等を守る民主主義アクション）が緊急集会をおこなうなど、さまざまな抗議行動がとりくまれてきました。方針を決定した関係閣僚会議直後、梶山大臣は、知事に会うために福島県庁を訪れましたが、抗議の声に正面玄関から堂々と入ることはできず、裏口から入らざるをえませんでした。

国と東京電力は、自治体や漁業者への説明をおこなっています。四月一八日にいわき市で開かれた「廃炉・汚染水・処理水対策福島評議会」には、市町村の首長、商工会や農業、観光などの各種団体の代表が参加し、海洋放出に反対や懸念の声が相次いで出されています。旅館業の方からは、「いまおきている被害は風評被害ではなく実害だ」と厳しい意見も出されました。

漁業者は、原発事故からの一〇年間、血のにじむような努力をしてきました。試験操業を重ね、ようやくすべての魚種の出荷制限が解除されて、この四月から本格操業にむけていよいよ歩みはじめようという矢先の海洋放出決定は、これまでの努力を水泡に帰すものです。

南相馬市議会は、四月二七日、「トリチウム及び放射性核種を含むＡＬＰＳ処理水の海洋放出方針決定に強く抗議し決定の撤回を求める意見書」を全会一致で可決しました。他の議会でも同様の動きがあります。また、ＪＡ福島中央会、県漁連、県森連、県生協連でつくる地産地消運動促進ふくしま協同組合協議会は、四月三〇日に、共同声明を発表しています。「約束を反故にする極めて不誠実な決定で極めて遺憾」とし、これまでの政府の説明姿勢から「風評影響への対応」には十分なとりくみは期待できない

こと、東日本大震災・原発事故以後の関係者、消費者などの「懸命の努力を一瞬にして水泡に帰す懸念がある」、「東京電力のこれまでの賠償姿勢から農林水産業者が抱く不安を拭うことは不可能」としたうえで、「(海洋放出の)決定に断固反対する本県漁業者を支援する」こと、「理解醸成や世論形成が真摯になされることを通じて、『不安』や『風評被害』が発生せず本県漁業・水産業はじめすべての産業において復興が阻害されず着実に進展していけるということに確信が持てるまでは、海洋放出には反対する」としています。

近隣の県でも反対、懸念の声が広がっています。岩手県の達増拓也知事は、「国内外の理解が十分得られているとは言えず、時期尚早」とコメントしています。日本共産党の地元の組織や議員団が、宮城、岩手、青森で、漁業者のみなさんと懇談していますが、いずれも反対が表明されています。青森県の八戸漁業指導協会の熊谷拓治会長理事は「しんぶん赤旗」の取材に答えて、「汚染水海洋放出に断固反対です。美しい海と漁業者を守るために、海洋放出以外のあらゆる手段を考えてほしい」(四月二四日付)と述べています。

国連のボイド特別報告者(人権と環境担当)は、「汚染された水が海洋に放出されることで、日本国内外の人々の人権を無視できない危険にさらすことになる」として、放出決定に失望し、「深い懸念」を表明しています。近隣の国などからも懸念の声が上がっています。

国会では、四月一二日に、日本共産党国会議員団として海洋放出決定に反対し決定を強行しないように梶山経産大臣に申し入れるとともに、高橋千鶴子衆院議員をはじめ何人もの議員が質問にたち、「海洋放出ありき」の国、東京電力の姿勢を批判し、海洋放出以外の道を追求せよと迫っています。また、超党派の「原発ゼロの会」では公聴会の開催を求めています。

「薄めて流せばいい」ということにはならない

――政府は汚染水を「希釈して海に流せば問題ない」「どこの国でもトリチウムを含んだ水を放出している」としていますが、不安の声が上がっています。

福島第一原発では、現在、一日平均一四〇トンの汚染水が発生しつづけています。東電によれば、敷地の中にあるタンクの容量約一八六万三〇〇〇トンのうち、三月末現在で、約一二五万トン貯蔵し、タンクは一〇〇〇基を超えています。東電は、二〇二二年秋には満杯になると主張しています。政府の廃炉に向けた工程表「中長期ロードマップ」では、汚染水は二〇二五年には一日平均で一〇〇トン以下にするという目標をたてています。四月一三日に政府

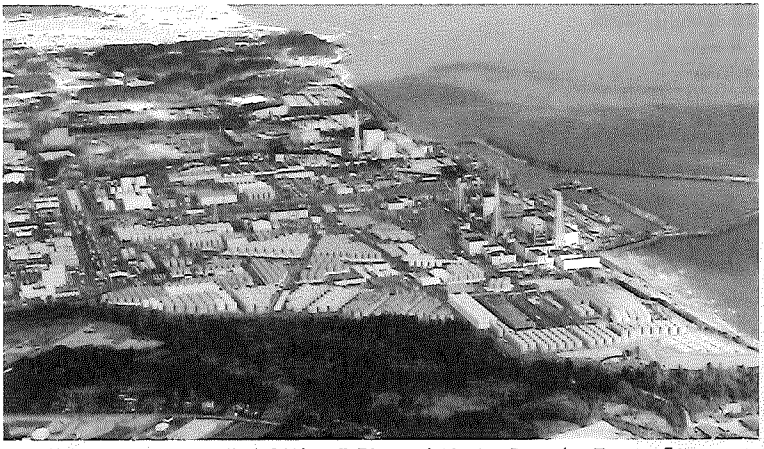

福島第一原発のタンク群（手前）。北側には空地がみえる（２月５日「しんぶん赤旗」チャーター機から佐藤研二記者が撮影）

が出した「福島第一原子力発電所における多核種除去設備処理水の処分に関する基本方針」（以下「基本方針」）によれば、海洋放出するトリチウム（三重水素）の総量を原発事故前の年間二二兆ベクレルの放出管理目標を下回る水準になるように放出するとしています。しかし、事故前の実際の放出量は年間二・二兆ベクレルですから、約一〇倍もの量を放出することになります。

東電は、四月二七日、タンクに保管されているトリチウムの平均濃度は一リットルあたり約六二万ベクレル、総量は約七八〇兆ベクレルと発表しました。「基本方針」は、国のトリチウムの排出基準値は一リットルあたり六万ベクレルですが、その四〇分の一未満に抑え廃炉の完了にあわせて、二〇四一年～二〇五一年までに海洋放出を終えるとしています。東電は、「基本方針」にそって、どうやって海洋放出をするのか、工程表をつくって原子力規制委員会に提出するとしています。

□トリチウム以外の放射性物質が含まれている

政府は汚染水を薄めて海に流せば問題ない、「どこの国でもトリチウムを含む水を放出している」と強調しています。しかし、タンク内のＡＬＰＳ（アルプス　多核種除去設備）で処理した水に含まれている放射性物質はトリチウムだけではありません。東電は、昨年、保管中の約七割にトリチウム以外の放射性物質の濃度が排出基準を上回っていて、最大で二万倍に上っているものもあると公表しました。政府もこのことを認めていて、四月一三日に「処理水」の定義を変更しています。これまでは、ＡＬＰＳの処理をおこなったものを「ＡＬＰＳ処理水」としていたのですが、トリチウム以外の核種が放出のさいの規制基準を満たしていないものが大量に残っていることから、「トリチウム以外の核種について、環境放出の際の規制基準を満たす水」だけを「ＡＬＰＳ処理水」と定義すると変更しまし

東電福島第一原発 敷地の概要

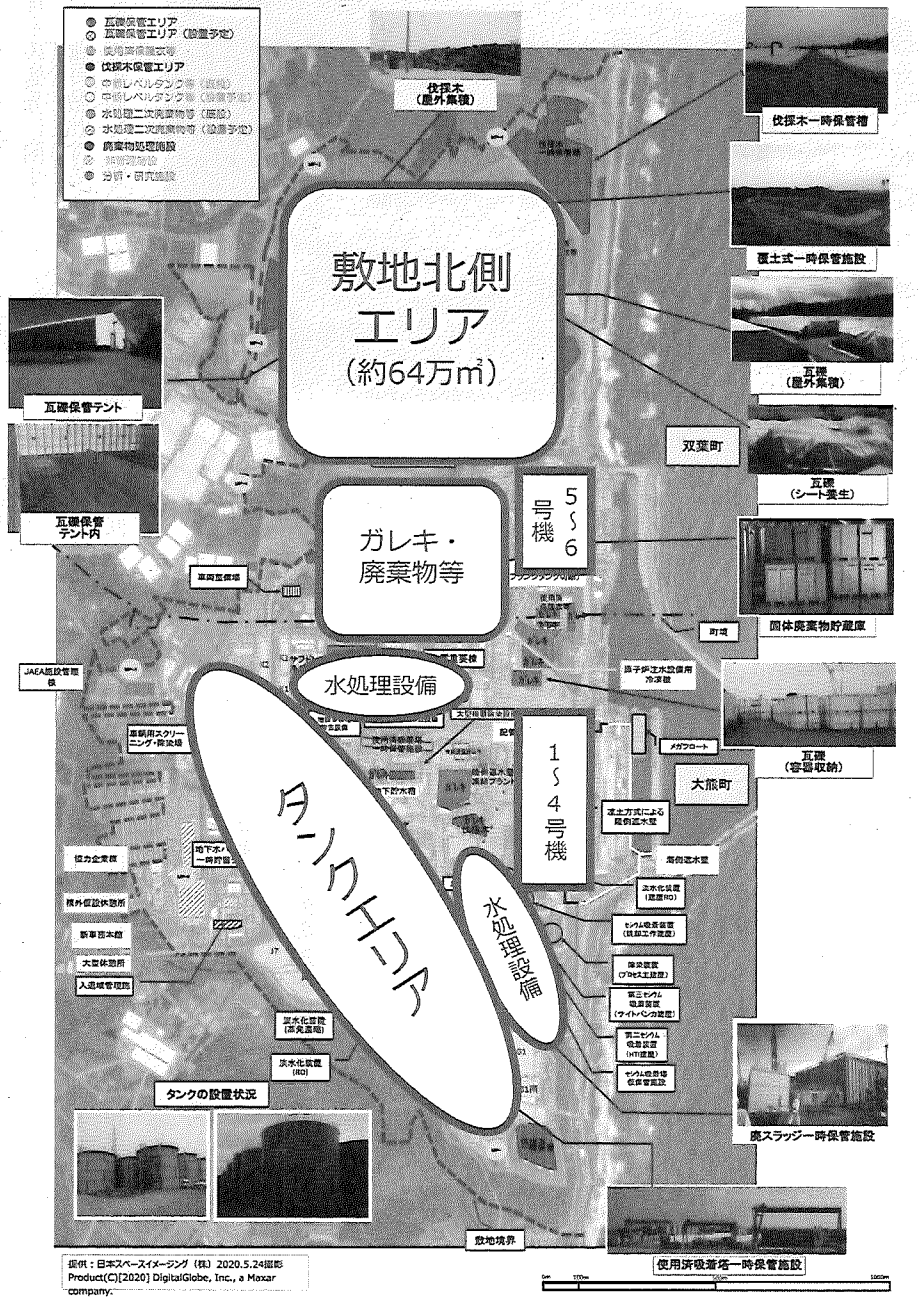

経産省 第89回廃炉・汚染水・処理水対策チーム会合／事務局会議 資料２をもとに作成

た。その新しい定義の「ＡＬＰＳ処理水」と呼べる水がどれくらいあるかというと、タンクに保管されている約一二五万トンあるうち約三二万トン、たった四分の一です。残りの四分の三、約九三万トンは基準値を上回っていて、それを「処理途上水」と呼ぶことにしたというわけです。あくまで処理された水だ、トリチウムだけだと言わんばかりのごまかしです。

さらに「ＡＬＰＳ」で取り除くことができないのはトリチウムだけではありません。取り除くことのできるのは六二の核種で、取り除けない核種の中にはセシウム１３４やストロンチウム90、炭素14などがあります。炭素14は半減期が約五七〇〇年と長期にわたる核種です。ほかの原子力施設でトリチウムを含んだ水を流しているから問題はないとよくいわれるのですが、溶け落ちたウラン燃料（デブリ）を冷やすために直接触れた水となり、事故由来の核種が含まれています。その汚染水を基準値以下に薄めて流すということですから、ほかの原子力施設の水とは異なっているのです。

□薄めても総量は変わらない

「基本方針」では、トリチウムの濃度は一五〇〇ベクレル／リットル未満にするとして、「この水準を実現するためには、ＡＬＰＳ処理水を大幅（一〇〇倍以上）に希釈する必要」があって、それにともなって「トリチウム以外の放射性物質についても、大幅に希釈されることになる」としています。しかし、トリチウムをはじめとしていろいろな核種を海に放出するということそれ自体が果たしていいのか、ということです。いくら薄めようが、総量は変わりません。トリチウムそのものの影響についても専門家によって意見が異なっています。

原子力市民委員会は、「政府および東京電力には、福島原発事故によって、大量の放射能を環境に放出した責任がある。その上で、現状はタンクで保管されている放射性物質を環境中に意図的に追加放出し、再汚染をもたらすこと自体、断じて許されない」と指摘しています。その通りだと思いますし、一度海に流してしまえば二度と回収することはできません。「薄めて流せば問題ない」というのは成り立ちません。

空き地を活用してタンクの設置を

――海洋放出する「理由」としてタンクの設置場所がなくなることや、今後出てくる廃棄物の置き場所がないことなどが挙げられていますが、どうなのでしょうか。

東電は、敷地内にタンクの置き場がないというのですが、第一原発の敷地北側には、概算六四万㎡もの広大な空

き地があります。政府や東電は、廃炉を安全かつ着実に進めるために今後、燃料デブリなどの一次保管施設や廃炉作業に伴い発生する廃棄物の保管施設を設置するためのスペースが必要だと言っています。

しかし、廃炉作業は計画通りに進んでいません。たとえば、溶融した核燃料と金属類が溶けあい固まってできた膨大なデブリ（推定八八〇トン）の取り出し一つとっても二〇二一年内におこなう予定でしたが、二〇二二年以降に延期されました。その理由について政府や東電は、ロボットアームをイギリスから調達すること、技術者も必要だが新型コロナの感染が広がっているので遅らせるとしています。しかし、そんなとってつけた口実が理由ではありません。デブリを仮に取り出したとしてそれをどのように保管するかとか、デブリの性状を調べるために取り出して分析する場所にどうやって運ぶかということさえも決まっていません。取り出すと言うけれども、言っているだけで何も具体化されていないのです。

しかも、原子力規制委員会がおこなった福島第一原発の調査・分析で1～3号機の格納容器の上ぶた（シールドプラグ）にトータル七京ベクレルにものぼる高線量の放射性物質が付着、蓄積していることが判明しました。規制委員会の更田豊志委員長は、「天井にデブリがある」と述べ、二一年五月一七日の参議院決算委員会で、私がデブリの取り出し方法をめぐって、変更の必要性について質問したのに対し、「非常に大きな量ではありますので小手先の変更ではなかなか対処するのが難しいだろう」と答弁しています。

□見通しがまったく立っていない廃炉の「中長期ロードマップ」

そもそも廃炉について、政府の廃炉作業の「中長期ロードマップ」によれば、完了まで三〇年から四〇年となっていますから、二〇四一年から五一年に終了する計画です。起点は二〇一一年一二月ですから、五一年としてもいまから三〇年後ということになります。通常炉でも廃炉に四〇年以上かかる場合もあります。たとえば、伊方原発1、2号機が三九年、福島第二原発が四三年という計画です。複数の事故炉である福島第一原発がそれより早く廃炉が終わるような計画で進むのでしょうか。そもそも「机上の空論」ではないか、ということです。

しかも、日本原子力学会の「福島第一原子力発電所廃炉検討委員会」が昨年七月、廃炉の「四つのシナリオ」を公表しました。シナリオでは、廃炉が完了して敷地を再利用できるようになるには最短でも一〇〇年以上かかるとされています。廃炉の最終的な姿はまだ決まっていません。通常炉の場合であれば、廃炉後は更地にすることが通常の姿

ですが、福島第一原発の場合、そうすることがいいかどうかも含めて今検討しているという段階です。廃炉がいつ終わるのかも不明、廃炉後の姿も不明で、廃炉が計画通りすすむとは到底思えません。三〇～四〇年という年限だけに固執した「中長期のロードマップ」はすでに破綻し、無意味なものになっており、根本的な見直しが必要です。そしてそのことは復興計画や帰還にも直結していく問題です。

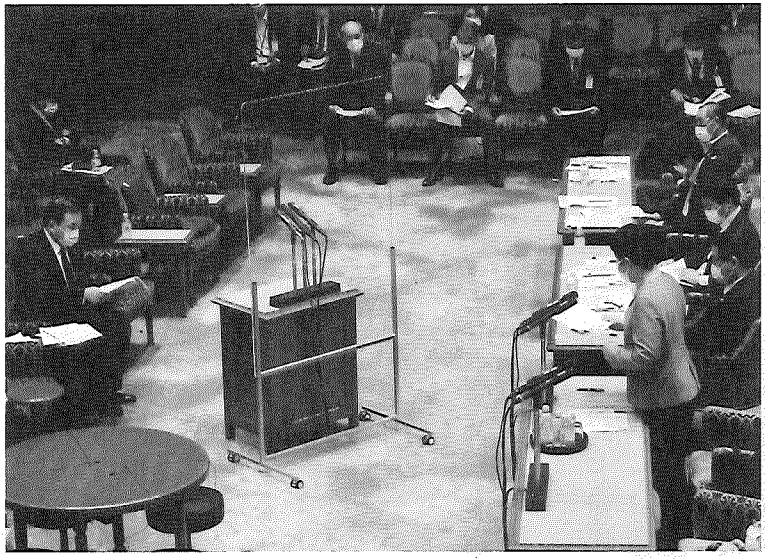

福島原発汚染水の海洋放出方針をめぐって質問する岩渕友参院議員。左は梶山弘志経産大臣（５月17日、参院決算委員会）

廃炉に時間がかかるとなれば、空いている敷地を活用して、汚染水の陸上保管を継続することが可能です。「廃炉に合わせて海洋放出をすすめなければならない」という理屈は完全に破綻しているということです。

海洋放出は新たな被害

――政府は、「風評被害」に「あらゆる対策をとる」といっています。しかし、漁業者との約束を反故にして、政府は、海洋放出を決定しました。「風評被害」への対策はとれるのでしょうか。

福島県の地元紙である「福島民報」は、原発事故で受けた被害に加えて、海洋放出によって「再び県民が風評被害、偏見、差別にさらされる恐れがある。政府は有効な手だてを講じてこなかったばかりか、新たな風評を作り出そうとしている。まさに『官製風評』と言える」と書いて、海洋放出が新たな被害を県民に押しつけるものだと批判しています。

政府は、海洋放出方針を決定し、「風評被害」対策の予

算もつけて、四月一六日に、官房長官をトップにした「ALPS処理水に関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚会議」なるものを新設しました。そして。年内に全省庁横断の行動計画をつくって、「風評対策」の「指針」にするとしています。

政府は、まずは風評をおこさないようにする、それでも風評被害がおこるようなことがあり、必要があれば東電に賠償させるといっています。しかし、さきほどいったように、「風評被害」は今に始まったわけではありません。

□生業も地域も壊す

農産物も水産物もいまだに原発事故の影響がでています。出荷しても値段が回復しない品目があり、持っていた販路が回復しないままという実情があります。

漁業で言えば、漁獲量は、事故前の一七%程度となっています。漁業者から話を聞いたときに、二人の息子さんが後を継いでくれると言っていたけれど、海洋放出が決定されてほんとうに漁業がつづけていけるのか、という思いが募っているとのことでした。方針決定前日の四月一二日、高橋千鶴子衆院議員が、決算行政監視委員会で「息子に漁師を継がせてもいいか」との声を示し、答弁を迫ったのにたいし、菅首相は、何も答えることができませんでした。

「魚をとってこその漁師だ」という話も出されました。すでに漁業を離れる人たちが出てきているなかで、今回の海洋放出決定は、漁業を続けていいのか、続けさせていいのか漁業者を不安にさせています。漁業から離れるということになれば、漁業を生業にしている浜にとっては柱を失うことになり、代々つないできたものをなくすことでもあり、地域を壊すことになります。これは「風評被害」なのでしょうか。「風評」に矮小化しようとしているけれども、実害であり、被害はこれにとどまらないと思います。

いわき市内で旅館を営む方から、「原発事故前、獲れた魚をふんだんに使った夕食を売りにしてきたが、地元の魚は量が獲れずに使えないから、宿の営業形態をかえざるをえなくなって、夕食はださずにビジネスホテルと同じ形で営業を続けている」という話を聞きました。自分たちが大事にしてきた「売り」を奪われ、それでも何とか営業を続けようと努力してきたのです。本格操業が始まれば、状況も変わると思っていたところに、海洋放出が決定されたわけです。「海洋放出やむなし」と思っている人にとっても、おかしいという思い、やるせない思いがあるということだと思います。だから「実害」だと厳しい意見が出されたのだと思うのです。

□〝賠償を拒んできた東電は信用できない〟

東電は、海洋放出決定後、福島県だけはなく、茨城、宮城の県知事も訪問して、はじめて海洋放出について説明しています。隣接する両県では「風評被害」が出るのではないかと認識しているからです。しかし、岩手、青森からも海洋放出はだめだという声があがっており、なんといっても全漁連が反対しています。全国で反対の声が広がっているにもかかわらず、東電がこの三県しか訪れないということは、影響はこの範囲にしか及ばないと言っていることと同じです。期間や地域、業種などは限定せず賠償しますというのですが、最初からそのつもりはないということを示しているのではないでしょうか。

浪江町長は、町民の大多数がＡＤＲ（原子力損害賠償紛争解決）センターに申し立て、和解案が出ているにもかかわらず東電が六度にもわたって拒否したことにもふれて、「被害者の負担にならないように姿勢をあらためてほしい」と強調しています。東電は、三つの誓いの一つに「和解案の尊重」を掲げていますが、和解案を拒否しつづけてきたのは東電であり、訴訟でも賠償を認めていません。いくら賠償すると言っても信用はとてもできないということです。

漁業者との懇談で、クロソイという魚が基準値越えしたとき、「なんで基準値越えになったのか、国からも東電からも説明がない」「原因を突き止めてもらわなければだめではないか」と話をされました。政府も東電も、風評被害対策はやると言いながら、こんなことも説明していないのです。

福島第一原発についてだけでも隠蔽やトラブルが相次いでいますし、情報をださないということもあります。東電

災禍に向きあう教育
悲しみのなかで人は成熟する
佐藤広美
受け入れ難い出来事の中で人は何を考えるのか。震災、水俣、戦争…災禍を生きた人々の姿、地域の意味を教育にどう生かすか探究する。
定価：本体１９００円＋税
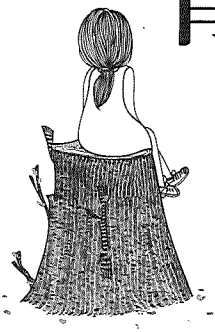
新日本出版社
☎03-3423-8402
FAX 03-3423-8419
〒151-0051 東京都渋谷区
千駄ヶ谷 4-25-6

で言えば柏崎刈羽原発の問題もふくめてとても信頼に値するような状況にないし、約束を反故にするなど自ら信頼をどんどん壊しています。最大の「風評被害対策は海洋放出をしないこと」と言われますが、その通りです。

増え続ける汚染水――科学的知見を集め打開を

――建屋内への地下水の流入が続き、汚染水は増え続けています。廃炉のためにも汚染水問題は避けて通れませんが、どのように解決すべきだと考えますか。

汚染水が増えつづけているという問題もあります。政府や東電は、これまで地下水バイパスで地下水を汲み上げたり、凍土壁によって地下水で流入を止めるなど、それぞれを「切り札」としてきましたが、依然として地下水の流入は止まっておらず、一〇年たったいまでも一日平均で一四〇トンと、汚染水の貯蔵量は増加しつづけています。

福島大学の柴崎直明教授は、地下水、地質学が専門で、福島県の廃炉安全監視協議会の専門委員として、汚染水問題にかかわってこられた方ですが、『経済』四月号で、汚染水問題について詳しくのべられています。そのなかで、ひどいと思う事実がいくつも明らかにされています。たとえば、東電自らが「切り札」と言っていた凍土壁について、二〇一八年二月に、「凍土壁の効果は限定的で、三四五億円を投入したが、抑制効果は一日あたり約九五立方メートルに留まる」と認めています。なぜ「凍土壁」をつくっても流入が止まらないか不明ですが、政府も東電もきちんと対策を講じた形跡がないと指摘されています。それにもかかわらず、経産省内にある政府の汚染水処理対策委員会が二〇一九年五月一四日を最後に会議さえ開いていないというのです。

「切り札」だといって莫大なお金を投入しながら、放出することには一生懸命で、地下水の流入をとめて汚染水を増やさないことにたいしてはまともな対策をしていないということです。

□放出してもタンクは減らない

政府も東電もタンクを減らしていくとも言うのですが、流すだけならば減るかもしれませんが、汚染水が増え続ける状況ではタンクは減らすことはできません。朝日新聞の試算によれば、一日平均一四〇トンを一〇〇トンにする目標を達成したとしても、「汚染水の発生量は、処理水の放出量を年間数千トン上回ることになる」（四月一九日付）としています。

政府も東電も、この間、流入量が減ってきていると言いますが、大きな台風や豪雨災害がないからということですから、まさにお天気まかせなのです。

ですから汚染水を増やさない対策を抜本的に強化する必要があると思います。同時に、タンクは、結局、すぐになくすことはできません。この間、タンクは漏洩が問題になって、ボルト締めのフランジ型から溶接型タンクへの置き換えがすすめられていますが、老朽化の問題もあり、いずれにしても堅牢なタンクの設置が必要になります。

汚染水を発生させた責任は、政府と東電にあります。すでに市民団体などもふくめて大型タンクの設置や汚染水をモルタルで固める方法なども提案されています。当面、陸上保管を継続する立場で科学的な知見をあつめる努力をもっとするべきです。

トリチウムを除去するために使える技術がないというのですが、国は開発してくれるのを待っているというだけなのです。こういうところにも本気で予算をつけるなど、トリチウムや放射性物質を除去する技術の開発に力を入れるべきだと思います。そして海洋放出の決定は撤回すべきです。

原発なくすことこそ教訓を生かす道

――福島原発事故の収束、廃炉のめどもたっていませんし、被害者の生活と生業の再建もできていないにもかかわらず、原発再稼働の動きが強まっています。何が求められているでしょうか。

今年で東日本大震災・福島第一原発事故から一〇年が経ちましたが、いまも避難を強いられている人たちが少なくとも八万人以上と言われています。ところが一〇年を境に、原発事故は終わったと言わんばかりに、そして「脱炭素」を口実に、息をひそめていた原発推進派が息を吹き返してきている状況があります。自民党のなかには、「脱炭素社会実現と国力維持・向上のための最新型原子力リプレース推進議員連盟」が四月に発足し、顧問に安倍晋三前首相がつきました。また、原発事故のあと、原発の運転期間は原則四〇年となりましたが、関西電力の美浜原発3号機、高浜原発1、2号機の運転延長に福井県知事が同意しました。東日本大震災で被災した宮城県の女川原発も、県民が反対しているにもかかわらず、女川町、石巻市、県の三者の「地元同意」をもとに再稼働を進めようとしています。

原発事故を本当に反省して教訓を生かすというのであれば、原発をなくすことこそ最大の教訓です。原発ゼロ基本法案、それを実行するための再エネ推進法案の成立をひきつづき求めていくとともに、政権交代で原発ゼロを実現できる政権を実現するために、みなさんと力を合わせていきたいと思います。

（いわぶち・とも）